

香川労働局発表  
平成27年1月21日

【照会先】  
香川労働局 雇用均等室  
室長 寺西 健二  
地方育児・介護休業指導官 森長 由紀子  
電話 087-811-8924  
夜間 087-811-8928  
<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 公募しています！！

### 平成27年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業

～ポジティブ・アクション推進企業やファミリー・フレンドリー企業を表彰します～

香川労働局(局長 加藤 敏彦)では、「職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を表彰しています。

平成27年度の応募の受付期間は、平成27年1月1日から3月31日まで(当日消印有効)です。  
企業の皆様の御応募をお待ちしています。

#### 1 表彰の種類

「均等・両立推進企業表彰」には、**均等推進企業部門**、**ファミリー・フレンドリー企業部門**があり、各々「厚生労働大臣優良賞」、「労働局長優良賞」、「労働局長奨励賞」、そして両部門の取組が進んでいる「厚生労働大臣最優良賞」があります。

#### 2 候補となる企業

以下の「均等・両立推進企業表彰基準」を満たす企業が表彰の候補となります。  
※主な表彰基準は裏面を御覧ください。

#### 3 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、香川労働局雇用均等室宛に、郵送又はFAX(087-811-8935)してください。

#### 4 実施要領、表彰基準及び応募用紙の配布

厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます(雇用均等室でも配布可能)。  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

#### ○添付資料

・過去の県内の受賞企業一覧

#### ○参考資料

・リーフレット「ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業を表彰します」

## このような企業が表彰の候補です

### ○均等推進企業部門

- ・ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ・ポジティブ・アクションの取組として「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」又は「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ・ポジティブ・アクションの取組のうち、「女性のみを対象」又は「女性を優遇」する取組は、女性労働者が男性労働者が比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとに見て女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。

### ○ファミリー・フレンドリー企業部門

- ・両立指標（平成24年2月改訂版）の点数が一定程度以上である。
- ・法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- ・男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- ・時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- ・年次有給休暇取得率がおおむね50%（大臣賞は60%）以上である。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、又は認定を目指している。

※ 両部門とも対象の賞により基準の程度は異なります。